

国外へ転出(移住)される方へ（国外転出用）

◇国外へ転出の手続きについて◇

青梅市から国外へ移住、または長期間滞在（1年以上の海外出張や海外旅行など）するときに届出が必要です。青梅市に住民登録されている外国籍の方も届出が必要となります。

◇届出期間について◇

国外転出（移住）する日の概ね2週間前からできます。

◇帰国後の手続きについて◇

日本に帰国しましたら、帰国日より**14日以内**に新しい住所地で転入の手続きを行ってください。正当な理由が無く14日以内に届出をしない場合は、法により過料処分を課せられる場合がありますので、ご注意ください。

◇転入届に必要なもの◇

1. 転入する方全員のパスポート
2. 届出人が代理人の場合、代理人の本人確認書類と転入する方の自筆の委任状（委任状の様式については、事前に転入先区市町村へお問い合わせください）
3. 外国人住民の方については、在留カードもしくは特別永住者証明書

（在留カードが未交付の場合はパスポートをお持ちください）

※パスポートは入国日を確認するため必要です。入国時に自動化ゲートをご利用になるとパスポートに入国日が記載されません。その場合は転入する方全員の搭乗券の半券や、法務省発行の出入管理記録をご持参ください。

※その他、国民年金、国民健康保険、小・中学校転校等の手続きが必要になる場合がございます。転入先区市町村へお問い合わせください。

【ご注意】

届出日から国外転出予定日までの間に、印鑑登録証明書が必要になった場合

必ず取扱時間内に市民課または各市民センター窓口へお越しください。

ただし国外転出届出時に印鑑登録証又はおうめ市民カードの廃止届を出してカードの返却がお済みの方は、別途手続きが必要になりますので、市民課窓口までお問い合わせください。

持参するもの：印鑑登録証又はおうめ市民カード

届出日から国外転出予定日までの間に、住民票が必要になった場合

必ず取扱時間内に市民課または各市民センター窓口へお越しください。

持参するもの：運転免許証、パスポート等本人確認書類

急なご予定の変更で国外転出を取りやめる場合

国外転出予定日前に運転免許証、パスポート等本人確認書類を持参の上、必ず取扱時間内に市民課窓口へお越しになり国外転出取消の手続きを行ってください。